

社会福祉法人ひまわり会
共同生活援助事業所「ひまわり荘」地域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1 共同生活援助事業所「ひまわり荘」の各共同生活住居「ひまわり荘」、「とも（あい・ゆう）」、「柿の木荘」（以下「共同生活住居」という。）の活動を評価するとともに、共同生活住居ごとの必要な要望、助言等を行うことにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を図るため、共同生活住居ごとに共同生活援助事業所「ひまわり荘」地域連携推進会議（以下「地域連携推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2 地域連携推進会議は、次に掲げるものの中から社会福祉法人ひまわり会理事長（以下「理事長」という。）が委嘱し、それぞれの共同生活住居ごとに委員6名をもって構成する。

- (1) 共同生活住居利用者の代表者1名
- (2) 共同生活住居利用者の家族等の代表者1名。
- (3) 各共同生活住居の地域の区長または民生委員1名。
- (4) 福祉に知見を有する者1名。
- (5) 共同生活援助事業の運営について知見を有する者1名。
- (6) 市担当者または自立支援協議会から1名。

2 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3 地域連携推進会議に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の中から互選する。

3 委員長は、会議を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議等)

第4 会議は、本会理事長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 理事長は、必要に応じ共同生活住居の担当職員を出席させることができる。

4 会議の議長は、会議に必要と認める場合は、共同生活住居の運営に関し利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 会議は、1年に1回以上開催する。ただし、理事長が必要と認めた場合は、臨時に会議を開くことができる。

6 会議の委員は、1年に1回以上共同生活住居を見学する機会を設ける。

(議題)

第5

(1) 共同生活住居の報告

(2) 地域連携推進会議からの評価、要望、助言等

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(秘密保持)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7 事務局は、共同生活援助事業所「ひまわり荘」内に置き、会議の庶務を処理する。

(会議録の公表)

第8 会議開催後は、議事録を速やかにホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの方が閲覧可能となるよう広く公表する。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、地域連携推進会議の運営に必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。